

令和7年度
福島町議会定例会
6月会議議案

福島町

議案第7号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第15条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年福島町</u></p>

条例第1号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想さ

<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第15条の3 (略)</p>	<p>れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第15条の4 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同</p>

職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する**部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する**部分休業の承認**については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

じ。)

(第1号部分休業の承認)

第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する**第1号部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する**第1号部分休業の承認**については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項

第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、77時間30分とする。

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 <u>第12条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>	<p><u>著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第2項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

議案第9号

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年福島町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) 第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) 第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令 第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令 第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道</p>

に関する技術上の実務に従事した
経験を有する者

に関する技術上の実務に従事した
経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

第6次福島町総合計画の変更について

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第6次福島町総合計画（令和7年度6月改訂版）
前期実施計画（R6～R9）・展望計画

総括表

総括表

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R10～R13 展望計画 件数
				R6	R7	R8	R9	
				(単位：千円)				
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	11	679,800	161,700	200,500	119,800	197,800	0
	農林業の振興	10	197,000	52,700	49,100	50,600	44,600	6
	観光業の振興	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3
	商工業の振興	4	116,500	55,500	23,000	19,000	19,000	0
	就労・創業支援の充実	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500	3
小計	39	1,317,700	369,900	359,800	260,000	328,000	12	
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	170,800	20,400	122,400	14,000	14,000	2
	教育環境の充実	12	850,300	487,400	105,700	134,100	123,100	9
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0
	スポーツの振興	2	16,800	0	3,100	8,100	5,600	2
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0
小計	20	1,069,900	539,800	231,200	156,200	142,700	13	
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	7	222,700	56,200	26,300	14,700	125,500	1
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0
	健康増進と保健・医療の充実	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000	2
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	351,400	94,000	52,200	23,700	181,500	3
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	19	987,800	211,000	181,800	359,200	235,800	8
	防災・消防体制の充実	12	428,900	81,300	212,800	77,400	57,400	3
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0
	小計	33	1,439,200	304,800	407,400	436,600	293,200	11
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	地域間交流の促進	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400	0
	移住・定住の支援	3	517,900	70,600	140,000	188,500	118,800	3
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0
	行財政運営の推進	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2
	小計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5
総合計	117	5,341,400	1,546,400	1,374,800	1,158,200	1,262,000	49	

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R10～R13 展望計画 件数
				R6	R7	R8	R9	
				(単位：千円)				
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	9	639,100	161,700	159,800	119,800	197,800	0
	農林業の振興	10	197,000	52,700	49,100	50,600	44,600	6
	観光業の振興	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3
	商工業の振興	4	116,500	55,500	23,000	19,000	19,000	0
	就労・創業支援の充実	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500	3
小計	37	1,272,000	369,900	319,100	260,000	328,000	12	
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	170,800	20,400	122,400	14,000	14,000	2
	教育環境の充実	12	850,300	487,400	105,700	134,100	123,100	9
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0
	スポーツの振興	2	16,800	0	3,100	8,100	5,600	2
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0
小計	20	1,069,900	539,800	231,200	156,200	142,700	13	
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	5	199,500	56,200	10,500	7,300	125,500	1
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0
	健康増進と保健・医療の充実	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000	2
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	328,200	94,000	36,400	16,300	181,500	3
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	19	987,800	211,000	181,800	359,200	235,800	8
	防災・消防体制の充実	12	424,100	81,300	208,000	77,400	57,400	3
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0
	小計	33	1,439,200	304,800	407,400	436,600	293,200	11
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	地域間交流の促進	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400	0
	移住・定住の支援	3	517,900	70,600	140,000	188,500	118,800	3
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0
	行財政運営の推進	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2
	小計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5
総合計	113	5,269,700	1,546,400	1,310,500	1,150,800	1,262,000	49	

変更前

変更後

2頁

2頁

総括表(事業主体別内訳)

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	総事業費	年度別内訳				件数	展望計画	
		R6	R7	R8	R9		件数	R10~R13
町	国庫支出金	52,400	129,400	79,400	80,300	98	47	398,800
	道支出金	48,100	37,000	36,600	27,100			120,400
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	665,900	488,100	301,200	456,300			1,348,900
	その他	206,100	210,600	277,600	157,500			246,400
	一般財源	485,700	326,200	434,100	518,900			1,762,900
事業費	1,458,200	1,191,300	1,128,900	1,240,100	3,877,400			
道	国庫支出金	0	0	0	0	2	0	0
	道支出金	0	0	0	0			0
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	23,500	32,300	0	0			0
	その他	0	0	0	0			0
	一般財源	0	0	0	0			0
事業費	23,500	32,300	0	0	0			
一部事務組合	国庫支出金	1,500	0	0	0	8	1	0
	道支出金	0	0	0	0			0
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	16,100	47,300	3,800	3,800			2,400
	その他	0	0	0	0			0
	一般財源	8,200	21,500	0	0			0
事業費	25,800	68,800	3,800	3,800	2,400			
その他	国庫支出金	0	0	0	0	5	1	0
	道支出金	0	0	0	0			0
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	14,500	14,500	14,500	14,500			0
	その他	20,800	0	0	0			0
	一般財源	3,600	3,600	3,600	3,600			14,400
事業費	38,900	18,100	18,100	18,100	14,400			

事業主体別内訳	総事業費	年度別内訳				件数	展望計画	
		R6	R7	R8	R9		件数	R10~R13
町	国庫支出金	52,400	129,400	79,400	80,300	102	47	398,800
	道支出金	48,100	37,000	36,600	27,100			120,400
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	665,900	512,500	301,200	456,300			1,348,900
	その他	206,100	210,600	277,600	157,500			246,400
	一般財源	485,700	366,100	441,500	518,900			1,762,900
事業費	1,458,200	1,255,600	1,136,300	1,240,100	3,877,400			
道	国庫支出金	0	0	0	0	2	0	0
	道支出金	0	0	0	0			0
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	23,500	32,300	0	0			0
	その他	0	0	0	0			0
	一般財源	0	0	0	0			0
事業費	23,500	32,300	0	0	0			
一部事務組合	国庫支出金	1,500	0	0	0	8	1	0
	道支出金	0	0	0	0			0
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	16,100	47,300	3,800	3,800			2,400
	その他	0	0	0	0			0
	一般財源	8,200	21,500	0	0			0
事業費	25,800	68,800	3,800	3,800	2,400			
その他	国庫支出金	0	0	0	0	5	1	0
	道支出金	0	0	0	0			0
	町負担金	0	0	0	0			0
	地方債	14,500	14,500	14,500	14,500			0
	その他	20,800	0	0	0			0
	一般財源	3,600	3,600	3,600	3,600			14,400
事業費	38,900	18,100	18,100	18,100	14,400			

変更前										変更後										
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)									
			R6	R7	R8	R9		R6	R7	R8		R9								
(略)																				
水産加工業支援事業	町	14,000	14,000				水産加工業支援金	水産加工業支援金	14,000	14,000										
ウニ種苗育成センター改修事業費	町							施設内水産施設 屋根・外壁改修 主体構造部等補 強		19,000										
アロピ陸上養殖生産等調査事業	町							アロピ水産試験 水質調査		7,700										
項目合計	9	613,800	161,700	134,500	119,800	197,800			161,700	200,500	119,800	197,800	0	0						

3頁

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）
【項目】水産業の振興

(単位:千円)

変更前										変更後										
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)									
			R6	R7	R8	R9		R6	R7	R8		R9								
(略)																				
項目合計	37	1,277,000	369,900	319,100	260,000	328,000			369,900	359,800	260,000	328,000	12	1,500,700						

7頁

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）
【項目】就労・創業支援の充実

(単位:千円)

変更前

12頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）

【項目】高齢者福祉の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
老人福祉施設（デイサービス）整備事業	町	120,000				施設改修費用の助成
					120,000	
(略)						
項目合計	5	199,500	56,200	10,500	7,300	125,500
						1
						22,000

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
老人福祉施設（デイサービス）整備事業	町	122,000				施設改修費用の助成
				2,000		120,000
(略)						
外国人介護人材養成支援事業	町	14,800				
				7,400		
					7,400	
老人福祉施設（特養）整備事業	町	6,400				
				6,400		
項目合計	7	222,700	56,200	26,300	14,700	125,500
						1
						22,000

変更後

12頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）

【項目】高齢者福祉の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
老人福祉施設（デイサービス）整備事業	町	122,000				施設改修費用の助成
				2,000		120,000
(略)						
外国人介護人材養成支援事業	町	14,800				
				7,400		
					7,400	
老人福祉施設（特養）整備事業	町	6,400				
				6,400		
項目合計	7	222,700	56,200	26,300	14,700	125,500
						1
						22,000

変更前

13頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）

【項目】健康増進と保健・医療の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000
						2
						42,000
基本方向向合計	9	328,200	94,000	36,400	16,300	181,500
						3
						64,000

変更後

13頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）

【項目】健康増進と保健・医療の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000
						2
						42,000
基本方向向合計	11	351,400	94,000	52,200	23,700	181,500
						3
						64,000

16頁		変更前					変更後				
【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）		【項目】 防災・消防体制の充実									
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)					
			R6	R7	R8		R9				
防災・減災対策事業	町	98,600		大型トイレ カー、テント式 パーテーション Jアラート受信 機更新	非常用電源設備 更新						
(略)					20,000						
項目合計	12	424,100	81,300	208,000	77,400	57,400	3	216,800			

19頁		変更前					変更後				
【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）		【項目】 生活安全の確保									
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)					
			R6	R7	R8		R9				
空家対策支援事業	町	46,000		解体費補助(10 戸) 特定空家解体	解体費補助(10 戸) 特定空家解体	解体費補助(10 戸) 特定空家解体	解体費補助(10 戸) 特定空家解体				
			16,000	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000			
項目合計	1	46,000	16,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1	40,000		

16頁		変更前					変更後				
【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）		【項目】 防災・消防体制の充実									
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)					
			R6	R7	R8		R9				
防災・減災対策事業	町	98,600		大型トイレ カー、テント式 パーテーション Jアラート受信 機更新	非常用電源設備 更新						
(略)					20,000						
項目合計	12	424,100	81,300	208,000	77,400	57,400	3	216,800			

19頁		変更前					変更後				
【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）		【項目】 生活安全の確保									
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)					
			R6	R7	R8		R9				
空家対策支援事業	町	46,000		解体費補助(10 戸) 特定空家解体	解体費補助(10 戸) 特定空家解体	解体費補助(10 戸) 特定空家解体	解体費補助(10 戸) 特定空家解体				
			16,000	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000			
項目合計	1	46,000	16,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1	40,000		

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）
 【項目】 行財政運営の推進

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）
 【項目】 行財政運営の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)	
			R6	R7	R8		R9
(略)							
項目合計	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2
基本方向合計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5
総合計	113	5,269,700	1,546,400	1,310,500	1,150,300	1,262,000	49

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)	
			R6	R7	R8		R9
(略)							
項目合計	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2
基本方向合計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5
総合計	117	5,341,400	1,546,400	1,374,800	1,158,200	1,262,000	49

議案第 1 1 号

福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

福島町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

福島町長 鳴海 清春

1. 福島町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 7 年 6 月改定版）
（令和 3 年度～令和 7 年度）

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>28頁 (1) 現況と問題点 ア 通信 情報化社会の進展に伴い携帯電話については、主要各社が町内の利用エリアの拡大を図るため基地局を建設したこともあり、急速に普及が進みましたが、一部地域では安定的で健全な受信状況の確保が求められています。テレビについては、地上波デジタル放送移行後、地理的な要因等による新たな難視聴地域が生じたため対策を講じてきましたが、引き続き安定視聴のためのテレビ中継局をはじめとする施設の維持管理が必要となります。</p> <p>また、難視聴地域の住民で組織するテレビ共聴受信組合が有する、共同受信施設の大規模改修が予定されていることから、大規模改修に対する支援及びテレビ共聴受信組合の組織運営体制の維持のための支援が必要となっておりま。</p> <p>災害時に最も頼りになる「AMラジオ電波」においても、地理的な要因により町内各所において受信不良な状態が続いており、札幌市を中心とした地域にあつては「FMラジオ電波」に変換して放送しておりますが、今後も、安定的な電波の確保が求められています。</p> <p>(2) その対策 ア 通信 ① 地上デジタルテレビ中継局等の適切な維持・管理により、良好な受信状況の確保に努めます。</p> <p>また、ラジオについては、平時はもとより災害時における必要な情報を確保する手段として、最も有効であることから、ラジオの受信不良解消のため、関係団体等と協議を進めます。</p> <p>② (略)</p>	<p>28頁 (1) 現況と問題点 ア 通信 情報化社会の進展に伴い携帯電話については、主要各社が町内の利用エリアの拡大を図るため基地局を建設したこともあり、急速に普及が進みましたが、一部地域では安定的で健全な受信状況の確保が求められています。テレビについては、地上波デジタル放送移行後、地理的な要因等による新たな難視聴地域が生じたため対策を講じてきましたが、引き続き安定視聴のためのテレビ中継局をはじめとする施設の維持管理が必要となります。なお、大規模な自然災害が発生した場合において、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等、重要な情報の提供に支障を及ぼすことの無いよう、耐災害性の強化を図る必要があります。</p> <p>また、難視聴地域の住民で組織するテレビ共聴受信組合が有する、共同受信施設の大規模改修が予定されていることから、大規模改修に対する支援及びテレビ共聴受信組合の組織運営体制の維持のための支援が必要となっておりま。</p> <p>災害時に最も頼りになる「AMラジオ電波」においても、地理的な要因により町内各所において受信不良な状態が続いており、札幌市を中心とした地域にあつては「FMラジオ電波」に変換して放送しておりますが、今後も、安定的な電波の確保が求められています。</p> <p>イ (略) (2) その対策 ア 通信 ① 地上デジタルテレビ中継局等の適切な維持・管理により、良好な受信状況の確保に努めます。なお、自然災害による商用電源の供給停止への備えとして、テレビ中継局に整備している送受信装置及び伝送装置の省電力化により、電源供給時間の長期化を図ります。</p> <p>また、ラジオについては、平時はもとより災害時における必要な情報を確保する手段として、最も有効であることから、ラジオの受信不良解消のため、関係団体等と協議を進めます。</p> <p>② (略)</p>

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

変更前		変更後	
29頁	29頁	32頁	32頁
(3) 計画	(3) 計画	(3) 計画	(3) 計画
事業計画 (令和3年度～令和7年度)		事業計画 (令和3年度～令和7年度)	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情 報化のための施設 テレビ放送中継施設 ブロードバンド施 設 (略)	3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情 報化のための施設 テレビ放送中継施設 ブロードバンド施 設 (略)
事業 主体	事業内容	事業 主体	事業内容
町	高度無線環境整備推進事業 ・光ファイバー整備 ・L=42.0km (略)	町	地上デジタル送信機整備事業 ・白符テレビ中継局地上デジタル送信機整備 高度無線環境整備推進事業 ・光ファイバー整備 ・L=42.0km (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
29頁		32頁	
(3) 計画		(3) 計画	
事業計画 (令和3年度～令和7年度)		事業計画 (令和3年度～令和7年度)	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)
4 交通施設の整 備、交通手段の 確保	(1) 市町村道 道路 町道整備事業 ・(略) ・福島漁港線外整備事業 L=200m、E=5.0m 町道局部改良事業 ・福島月崎幹線改良 (月崎幹線橋取付部、福島大 橋取付部) ・福島小学校線局部改良 L=50m、W=8.0m (略)	4 交通施設の整 備、交通手段の 確保	(1) 市町村道 道路 町道整備事業 ・(略) ・福島漁港線外整備事業 L=200m、W=5.0m ・汐見町2号線整備事業 L=88m、W=4.5m 町道局部改良事業 ・福島月崎幹線改良 (月崎幹線橋取付部、福島大 橋取付部) ・福島小学校線局部改良 L=50m、W=8.0m (略)
事業 主体	事業内容	事業 主体	事業内容
(略)	(略)	(略)	(略)
町	町	町	町
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

変更前		変更後	
37 頁 (3) 計画	事業計画 (令和3年度～令和7年度)	37 頁 (3) 計画	事業計画 (令和3年度～令和7年度)
持続的発展 施策区分 5 生活環境の整備	事業名 (施設名) (略)	事業名 (施設名) (略)	事業 主体 (略)
	(5) 消防施設	消防指揮広報車購入事業 ・ 消防指揮広報車 1 台	広域事 務組合
	(4) 火葬場	(略)	(4) 火葬場

議案第12号

財産（小中学校学習者用コンピュータ機器）の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島町条例第11号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の名称及び数量 | 小中学校学習者用コンピュータ機器 一式 |
| 2 | 取得価格 | 8,305,000円 |
| 3 | 取得の相手方 | 札幌市中央区大通西14丁目7
東日本電信電話株式会社
執行役員 北海道事業部長 島津 泰 |
| 4 | 取得の方法 | 北海道公立学校機器整備共同調達 |

議案第13号

令和7年度福島町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度福島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,828千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,628,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 269,936	千円 20,187	千円 290,123
	2 国庫補助金	130,908	20,187	151,095
14 道支出金		180,257	191	180,448
	3 道委託金	20,726	191	20,917
17 繰入金		458,820	51,511	510,331
	2 基金繰入金	458,817	51,511	510,328
19 諸収入		156,188	1,239	157,427
	5 雑入	64,666	1,239	65,905
20 町債		521,300	20,700	542,000
	1 町債	521,300	20,700	542,000
歳入合計		4,534,402	93,828	4,628,230

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 50,815	千円 54	千円 50,869
	1 議会費	50,815	54	50,869
2 総務費		564,254	2,536	566,790
	1 総務管理費	422,855	1,162	424,017
	3 戸籍住民基本台帳費	23,673	1,183	24,856
	4 選挙費	13,303	191	13,494
3 民生費		574,290	26,444	600,734
	1 社会福祉費	370,761	26,405	397,166
	2 児童福祉費	198,021	39	198,060
4 衛生費		417,521	571	418,092
	1 保健衛生費	160,893	300	161,193
	2 清掃費	256,628	271	256,899
6 農林水産業費		257,682	39,194	296,876
	1 農業費	23,202	809	24,011
	2 林業費	54,757	5	54,762
	3 水産業費	179,723	38,380	218,103
7 商工費		116,596	4,557	121,153
	1 商工費	116,596	4,557	121,153
8 土木費		394,685	4,000	398,685

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 道路橋梁費	158,589	1,000	159,589
	5 住宅費	153,321	3,000	156,321
9 消防費		324,113	4,847	328,960
	1 消防費	324,113	4,847	328,960
10 教育費		247,145	3,619	250,764
	1 教育総務費	116,472	3,576	120,048
	2 小学校費	24,402	43	24,445
12 諸支出金		261,729	58	261,787
	2 特別会計繰出金	258,229	58	258,287
13 職員給与費		711,866	7,948	719,814
	1 職員給与費	711,866	7,948	719,814
歳	出	合	計	
		4,534,402	93,828	4,628,230

第2表 債務負担行為補正（変更）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
業務用パソコン譲受代金に関する債務負担行為	令和7年度から 令和11年度まで	34,358千円	令和7年度から 令和11年度まで	37,456千円

第3表 地方債補正（追加）

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法		償還の方法
	限度額	利率	起債の方法	利率	
ウニ種育苗センター改修事業債	16,000	3.0%以内	普通貸借又は証券発行		政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えることができる。
Jアラート受信機改修事業債	4,700				

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	千円 269,936	千円 20,187	千円 290,123
14 道支出金	180,257	191	180,448
17 繰入金	458,820	51,511	510,331
19 諸収入	156,188	1,239	157,427
20 町債	521,300	20,700	542,000
歳入合計	4,534,402	93,828	4,628,230

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	564,254	2,536	566,790
3 民生費	574,290	26,444	600,734
4 衛生費	417,521	571	418,092
6 農林水産業費	257,682	39,194	296,876
7 商工費	116,596	4,557	121,153
8 土木費	394,685	4,000	398,685
9 消防費	324,113	4,847	328,960
10 教育費	247,145	3,619	250,764
12 諸支出金	261,729	58	261,787
13 職員給与費	711,866	7,948	719,814
歳出合計	4,534,402	93,828	4,628,230

特 国 道 支 出 金	補正額の財源内訳			一 般 財 源	
	定 地	方 債	源		
			そ の 他		千 円
千円	千円	千円	千円	千円	
0	0	0	0	54	
1,373	0	0	0	1,163	
19,005	0	0	0	7,439	
0	0	0	0	571	
0	16,000	0	0	23,194	
0	0	0	1,000	3,557	
0	0	0	0	4,000	
0	4,700	0	0	147	
0	0	0	1,700	1,919	
0	0	0	0	58	
0	0	0	239	7,709	
20,378	20,700	2,939		49,811	

入 歳

2 歳入

1 3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	96,007	20,187	116,194	2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,182	法務省所管社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,182
				5 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	19,005	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 19,005
計	130,908	20,187	151,095			

1 4 款 道支出金

3 項 道委託金

1 総務費委託金	20,465	191	20,656	3 選挙費委託金	191	参議院議員選挙委託金 191
計	20,726	191	20,917			

1 7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	318,441	49,811	368,252	1 財政調整基金繰入金	49,811	財政調整基金繰入金 49,811
4 ふるさと応援基金繰入金	64,000	1,700	65,700	1 ふるさと応援基金繰入金	1,700	ふるさと応援基金繰入金 1,700
計	458,817	51,511	510,328			

1 3 款 国庫支出金 1 4 款 道支出金 1 7 款 繰入金

19款 諸収入
5項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	62,666	1,239	63,905	4 保険料負担金 収入	239	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入 239
				9 雑入	1,000	いきいきふるさと推進事業助成金 1,000
計	64,666	1,239	65,905			

20款 町債
1項 町債

4 農林水産業債	45,000	16,000	61,000	2 水産業債	16,000	ウ二種育苗成センター改修事業債 16,000
7 消防債	48,500	4,700	53,200	2 Jアラート受信機改修事業債	4,700	Jアラート受信機改修事業債 4,700
計	521,300	20,700	542,000			

歲 出

3 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他	区	金額		
										一般財源
1 議会費	50,815	54	50,869			54	1 報酬	45	議会運営費 1 諮問会議委員等報酬 8 委員費用弁償	54 45 9
計	50,815	54	50,869	0	0	0				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	68,082	926	69,008			926	12 委託料	535	一般管理費 13 テレビ受信料	391 390
							13 使用料及び賃借料	390	18 福祉協会負担金 庁舎管理費	1 535
							18 負担金・補助及び交付金	1	12 役場庁舎前樹木撤去委託料	535
5 財産管理費	23,379	1	23,380			1	22 償還金・利子及び割引料	1	町有財産管理費 22 過年度過誤納還付金	1 1

2 款 総務費
1 項 総務管理費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債	その他	区分	金額	
6 企画費	47,008	50	47,058			50	13 使用料及び賃借料	50 企画費 13 フェリ－使用料	
15 電子自治体推進費	114,488	185	114,673			185	18 負担金・補助及び交付金 22 償還金・利子及び割引料	20 電子自治体推進費 18 各種負担金 情報系サーバ・業務用パソコン更新事業費 22 庁内LANサーバ等購入課受代金年賦金 165	
計	422,855	1,162	424,017	0	0	0		1,162	

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	23,673	1,183	24,856	1,182		1	12 委託料	1,183 戸籍住民基本台帳費 12 法務省所管社会保障・番号制度システム整備委託料
計	23,673	1,183	24,856	1,182	0	0		1,183

2 款 総務費
4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	地方債	財 源 その他	区	金額	
2 参議院議員 選挙費	12,587	191	12,778	191			1 報酬	191 参議院議員選挙費 1 投・開票管理者報酬 57 1 投・開票立会人報酬 134	
計	13,303	191	13,494	191	0	0			

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

4 老人福祉費	11,246	7,400	18,646			7,400	18 負担金・補助 及び交付金	7,400	外国人介護人材育成支援事業費 7,400 18 外国人介護人材育成支援事業負担金 7,400
9 給付金・定 額減税一体 支援枠事業 費	0	19,005	19,005	19,005			10 需用費	200	定額減税補足給付事業費 19,005
							11 役務費	461	10 消耗品費 100 10 印刷製本費 100
							12 委託料	3,344	11 通信運搬費 285 11 各種手数料 176
							18 負担金・補助 及び交付金	15,000	12 電子計算機システム開発委託料 3,344 18 定額減税補足給付金 15,000
計	370,761	26,405	397,166	19,005	0	7,400			

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
2 児童措置費	65,114	39	65,153				39	22 償還金・利子 及び割引料	39	児童措置費 22 国庫補助金過年度繰納還付金
計	198,021	39	198,060	0	0	0	39			

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	15,748	300	16,048				300	18 負担金・補助 及び交付金	300	健康づくり推進費 18 任意団体助成金
計	160,893	300	161,193	0	0	0	300			

4 款 衛生費
2 項 清掃費

2 広域事務組合費	133,596	271	133,867				271	18 負担金・補助 及び交付金	271	広域事務組合費 18 渡島西部広域事務組合負担金（衛生部門）
計	256,628	271	256,899	0	0	0	271			271

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	地方債	財源 その他			
3 農業振興費	20,127	809	20,936			809	359	地域おこし協力隊事業費	
							50	8 赴任旅費 8 活動旅費	
							400	10 消耗品費 13 建物借上料	
計	23,202	809	24,011	0	0	809			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

4 熊等による被害対策費	14,143	5	14,148			5	5	熊等による被害対策費
								22 償還金・利子 及び割引料
計	54,757	5	54,762	0	0	5		22 有害鳥獣駆除用車輛譲受代金年賦金 5

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

2 水産振興費	115,860	38,380	154,240		16,000	22,380	7,700	産業振興資金貸付費
								12 委託料
								680

6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費
3項 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 定 財 源	一般財源				
					国 道 支 出 金	地 方 債			
					町債		16,000	18 産業振興資金利子補給金 ウ二種育苗センター改修事業費 16,000	
							14,680	14 ウ二種育苗センター改修工事費 アワビ陸上養殖生産等調査事業費 7,700	
								12 アワビ陸上養殖生産等調査委託料 水産加工業支援事業費 14,000	
								18 水産加工業支援金 14,000	
計	179,723	38,380	218,103	0	16,000	0	22,380		

7款 商工費
1項 商工費

2 商工振興費	22,633	3,338	25,971	1,000	2,338	250	3,338	商工振興費
				諸収入				7 PRノベルティ購入費 250
						2,288	2,288	8 普通旅費 2,288
							50	10 消耗品費 50
						200	150	10 印刷製本費 150
							100	11 通信運搬費 100
						100	500	18 福島町商工会補助金 500

6款 農林水産業費 7款 商工費

7款 商工費
1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国道支出金	財源				
					地方債	その他			
3 観光費	56,251	1,016	57,267			1,016	521	観光振興費 12 岩部構想推進補助業務委託料 道の駅管理費 10 修繕費	495 495 521 521
6 横綱記念館 管理運営費	18,976	203	19,179			203	203	横綱記念館管理運営費 12 物販管理委託料	203 203
計	116,596	4,557	121,153	0	0	1,000	3,557		

8款 土木費
2項 道路橋梁費

2 道路維持費	108,710	1,000	109,710			1,000	1,000	道路維持費 10 修繕費	1,000 1,000
計	158,589	1,000	159,589	0	0	0	1,000		

8款 土木費
5項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	明	
				特 国道支出金	地方債	財 源 その他	一般財源	区			金額
1 住宅管理費	23,461	3,000	26,461				3,000	10 需用費	町営住宅整備事業費 10 町営住宅小破修繕費	3,000 3,000	
計	153,321	3,000	156,321	0	0	0	3,000				

9款 消防費
1項 消防費

1 災害対策費	14,720	4,710	19,430		4,700 町債		10	12 委託料	災害対策費 12 Jアラート受信機更新委託料	4,710 4,710
2 広域事務組合費	309,393	137	309,530				137	18 負担金・補助 及び交付金	広域事務組合費 18 渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)	137 137
計	324,113	4,847	328,960	0	4,700	0	147			

10款 教育費
1項 教育総務費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特 定 支 出 金	財源		
					地方債	その他	
1 教育委員会費	64,779	1,700	66,479		1,700 繰入金		18 高校魅力化推進事業費 18 任意団体助成金 1,700
3 教育振興費	46,353	1,876	48,229			1,876	11 教育用コンピュータ等整備事業費 11 各種手数料 21 12 小中学校学習者用端末導入時設定業務委託料 1,769 13 ドメイン使用料 11 22 教育用コンピュータ等譲受代金年賦金 75
計	116,472	3,576	120,048	0	1,700	1,876	

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	24,402	43	24,445			43	43 学校管理費 13 インタ-ネットサ-バスベ-スサ-ビス使用料 43
---------	--------	----	--------	--	--	----	--

10款 教育費
2項 小学校費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国道支出金	地方債	財 源 その他	一般財源	区分		金額
計	24,402	43	24,445	0	0	0	43			

12款 諸支出金
2項 特別会計繰出金

1 繰出金	258,229	58	258,287	58			58	繰出金	58
計	258,229	58	258,287	0	0	0	58	27 介護保険特別会計繰出金	58

13款 職員給与と費
1項 職員給与と費

1 職員給与と費	545,295	4,551	549,846	4,551			4,551	職員給与と費 4 退職手当組合追加負担金	4,551
2 会計年度任用職員給与と費	166,571	3,397	169,968	239	239		3,158	会計年度任用職員給与と費 2 フルタイム会計年度任用職員給料 3 時間外勤務手当 4 共済組合負担金	3,397 2,400 48 390
					諸収入			2 給料 3 職員手当等	2,400 48

13款 職員給与費
1項 職員給与費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
								4 共済費	949	4 共済組合追加費用負担金 4 社会保険料 4 労働保険料 4 雇用保険料	66 448 7 38
計	711,866	7,948	719,814	0	0	239	7,709				

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	給 与 費								共済費	合 計	備 考	
	人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計				
補正後	長 等	3		22,560	9,946 4.60		333	324	33,163	13,694	46,857	
	議 員	9	25,692		11,326 4.60				37,018	6,542	43,560	
	その他の特別職		10,748						10,748		10,748	
	計	12	36,440	22,560	21,272		333	324	80,929	20,236	101,165	
補正前	長 等	3		22,560	9,946 4.60		333	324	33,163	13,694	46,857	
	議 員	9	25,692		11,326 4.60				37,018	6,542	43,560	
	その他の特別職		10,748						10,748		10,748	
	計	12	36,440	22,560	21,272		333	324	80,929	20,236	101,165	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2. 一般職

(千円)

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	118	36,592	331,198	189,933	557,723	142,121	699,844	
補 正 前	117	36,592	328,798	189,885	555,275	136,621	691,896	
比 較	1		2,400	48	2,448	5,500	7,948	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	4,440	75,918	63,659	5,862	4,829	6,772	22,335	120	1,095
	補正前	4,440	75,918	63,659	5,862	4,829	6,772	22,287	120	1,095	158
	比 較							48			

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
		補正後	4,745								
	補正前	4,745									189,885
	比 較										48

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 2,400	会計年度任用職員 採用による増	千円 2,400 1名採用による増 フルタイム会計年度 任用職員給料 2,400	
職員手当	48	会計年度任用職員 採用による増	48 1名採用による増 時間外勤務手当 48	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改革に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	70		256,685	150,154	406,839	102,883	509,722	
補 正 前	70		256,685	150,154	406,839	98,332	505,171	
比 較						4,551	4,551	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	4,440	55,767	46,687	5,862	4,829	6,772	20,842	120	632	158
補正前	4,440	55,767	46,687	5,862	4,829	6,772	20,842	120	632	158	
比 較											

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後	4,045								
補正前	4,045									150,154
比 較										

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
	千円	千円		

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	48	36,592	74,513	39,779	150,884	39,238	190,122	
補 正 前	47	36,592	72,113	39,731	148,436	38,289	186,725	
比 較	1		2,400	48	2,448	949	3,397	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	通勤手当(費用弁償)	児童手当				計
	補正後	20,151	16,972	1,493	463	700				
補正前	20,151	16,972	1,445	463	700					39,731
比 較			48							48

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 2,400	千円 2,400	1名採用による増 フルタイム会計年度 任用職員給料	2,400
職員手当	48	48	1名採用による増 時間外勤務手当	48

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第14号

令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ666,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		千円 0	千円 4,326	千円 4,326
	1 国庫補助金	0	4,326	4,326
歳入合計		662,170	4,326	666,496

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 5,516	千円 4,326	千円 9,842
	1 総務管理費	2,464	4,326	6,790
歳 出 合 計		662,170	4,326	666,496

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金	千円 0	千円 4,326	千円 4,326
歳入合計	662,170	4,326	666,496

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 5,516	千円 4,326	千円 9,842
歳	計	4,326	666,496

補正額の財源内訳				
特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 の 内 訳		
		そ の 他	一 般 財 源	千 円
千円 4,326	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
4,326	0	0	0	0

入 歳

2 歳 入

8 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金	0	4,326	4,326	1 子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金	4,326	子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金 4,326
計	0	4,326	4,326			

歲 出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 一般管理費	1,563	4,326	5,889	4,326				12 委託料	4,326	一般管理費 12 電子計算機システム変更委託料 4,326
計	2,464	4,326	6,790	4,326	0	0	0			

議案第15号

令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ521,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

保険事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 83,684	千円 58	千円 83,742
	1 一般会計繰入金	82,208	58	82,266
歳入合計		521,132	58	521,190

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 6,938	千円 58	千円 6,996
	1 総務管理費	1,099	58	1,157
歳 出 合 計		521,132	58	521,190

歳入歳出予算事項別明細書
(保険事業勘定)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	千円 83,684	千円 58	千円 83,742
歳 入 合 計	521,132	58	521,190

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 6,938	千円 58	千円 6,996
歳出 合 計	521,132	58	521,190

特 定 財 源 内 訳	補正額の財源内訳			一 般 財 源
	特 出 金	財 價	源 の 他	
国 道 支 出	千円 0	千円 0	千円 58	千円 0
	0	0	58	0

入 歳

2 歳 入

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 その他の繰入金	7,664	58	7,722	1 事務費繰入金	58	事務費繰入金 58
計	82,208	58	82,266			

出 歲

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源		区 分	金 額	
						所 の 他	一 般 財 源			
1 一般管理費	1,099	58	1,157			58	18 負担金・補助 及び交付金	58	一般管理費 18 研修会負担金 18 連合会負担金	
計	1,099	58	1,157	0	0	58		0		

議案第16号

令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		千円 0	千円 1,703	千円 1,703
	1 国庫補助金	0	1,703	1,703
歳入合計		79,873	1,703	81,576

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,246	千円 1,703	千円 2,949
	1 総務管理費	773	1,703	2,476
歳 出 合 計		79,873	1,703	81,576

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金	千円 0	千円 1,703	千円 1,703
歳入合計	79,873	1,703	81,576

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 1,246	千円 1,703	千円 2,949
歳	計	1,703	81,576

特 国 道 支 出 金	補正額の財源内訳			一 般 財 源
	定 地 方 債	そ の 他	源	
千円 1,703	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
1,703	0	0	0	0

入 歳

2 歳入

5 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金	0	1,703	1,703	1 子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金	1,703	子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金 1,703
計	0	1,703	1,703			

歲 出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 国道支出金	定 地方債	財 その他	区 分	金 額	
1 一般管理費	773	1,703	2,476	1,703			12 委託料	1,703	一般管理費 12 電子計算機システム変更委託料 1,703
計	773	1,703	2,476	1,703	0	0			

報告第1号

令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

令和6年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

令和7年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

